

福祉・人権

総合保健福祉審議会の傍聴を

時12月22日(金)、午後2時から、所市役所南館10階大会議室、定先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、申12月1日、午前9時から、左下図読み取りから申込ままたは、電話、ファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、地域福祉課 ☎620・1634、FAX 621・1660



介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。☎長寿介護課 ☎620・1639

介護マークのご活用を

介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうためのマークです。認知症等の人を介護する場合に、公共のトイレ、診察に付き添うときや、男性介護者が



女性用下着を購入するときに、周囲から誤解や偏見を持たれることがないように、地域における支え合いを促進するために作成されました。必要な場合は市HPから印刷してご活用ください。☎長寿介護課 ☎620・1639

福祉タクシー料金を助成

次のいずれかに該当し、入院や施設等(有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅を除く)に入所していない人で、
①おおむね65歳以上で要介護1～5の市民税非課税または生活保護受給者、
②身体障害者手帳(下肢・体幹・視覚と内部障害のいずれか)1・2級所持者、療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級所持者(所得制限あり)、
③1枚あたり上限500円が助成されるタクシー利用券を1か月当たり4枚、申請月から当該年度分を一括交付、1乗車あたり乗車料金が千円未満の場合1枚、千円以上の場合2枚使用可、
④両方の助成は不可、☎長寿介護課 ☎620・1637、☎障害福祉課 ☎620・1636

生活保護制度のご相談

生活保護は、病気やケガ、働き手を失うなどさまざまな事情で生活に困っている人に、最低限度の生活を保障して自立を支援する制度です。本人が家族が直接、生活福祉課に相談するか、地区の民生委員等に相談し同課へ連絡

することもできます。生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずにご相談ください。☎同課 ☎620・1635

ヘルプマークを知っていますか

外見からはわからない援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知ってもらえるように、作成されたマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っていたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークは、障害福祉課と障害福祉センターで配付しています。



ヘルプマーク

市老人介護家族の会へ入会を

同会は、認知症や何らかの身体的障害を持つ人等を介護する家族の負担を少しでも軽減できるよう、会員同士で介護保険制度や福祉サービスの利用方法等の勉強会や情報交換を行っています。

時①毎月第3火曜日、②毎月第2木曜日、内①つどい、②つどいのカフェ、
¥会員11年1200円、賛助会員11年3千円、☎同会事務局(社会福祉協議

会内) ☎627・0033

歳末たすけあい募金にご協力を

この募金は、児童養護施設のごどもたちへの支援や地区の歳末福祉活動への助成金等に配分します。ご理解ご協力をお願いします。

時12月22日までの平日に、直接、福祉文化会館1階ロビー、☎社会福祉協議会 ☎627・0033

いばらきオレンジかふえのご利用を

時①12月14日(木)・20日(水)・②21日(木)、午後2時から、所①シニアプラザいばらき、②葦原多世代交流センター、内交流会、¥100円、備
その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、☎福祉総合相談課 ☎655・2758



12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深めましょう。☎人権・男女共生課 ☎622・6613

「アニメ」めぐみ・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」上映会 時来年1月20日(土)、午後2時～3時30分、所大阪市立難波市民学習センター(大阪市浪速区湊町1-4-1OCATビル

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

4階)、**定**当日先着120人、**備**配慮が必要な人は事前にご連絡ください。**問**府人権企画課 ☎06・6210・9280

健康保険・年金

国民健康保険の加入・脱退の手続き

国民健康保険は、市外からの転入や市外への転出、退職・就職等による加入・脱退の手続きが必要です。手続きはオンライン申請が可能です。詳細は下図読み取りからご確認ください。

退専門コールセンター ☎620・6176



予約年金相談のご利用を

時12月12日(火)、午前10時～午後1時・午後1時～4時、1人15分間、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状)、**申**

12月1日、午前9時から、下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



障害年金予約相談のご利用を

時12月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**社会保険労務士による障害基礎年金受給手続きに関する相談(障害厚生年金を除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



年金生活者支援給付金制度のご利用を

9月頃に日本年金機構から郵送された同給付金の請求ハガキ等を受けとった人は、早急に請求ハガキを郵送してください。来年1月4日(必着)までに日本年金機構に届かない場合、請求した月の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。**問**給付金専用ナビダイヤル ☎0570・054092、IP電話は ☎03・5539・2216

保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金保険料を滞納すると、万一のときの障害・遺族基礎年金、さらには老後の老齢基礎年金を受給できなく

なる場合があります。納め忘れがある人は、早急に納めてください。納付書を紛失した人や、未納月分の確認は、基礎年金番号を確かめてから年金事務所へお問い合わせください。なお、経済的な理由で納付が困難なときは、申請により免除・猶与される制度があります。**問**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

税金

今月の納付(来年1月4日(木)まで)

- 介護保険料普通徴収第9期分
- 固定資産税・都市計画税第4期分
- 国民健康保険料普通徴収第7期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第6期分

市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を

□ 口座振替の利用は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。収納課ではペイジー□口座振替受付サービスもできます。

対市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、**持**預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、

市税納税通知書または領収証書、同サービスを利用する場合はキャッシュカード、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、**備**申込用紙は市内金融機関や収納課に設置(電話または市HPから請求可)、同サービスが利用できる金融機関等詳細は市HP参照、**問**収納課 ☎620・1616

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行けない人や納税相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

時【夜間】12月19日(火)・20日(水)・25日(月)、午後8時まで、**日**【休日】24日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料Ⅱ市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料Ⅱ市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課(徴収) ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



一定要件の改修工事を施した住宅の固定資産税を減額

一定要件の改修工事を施した場合、

暮らしのガイド

工事完了の3か月以内の申告により翌年度分の固定資産税(該当家屋分のみ、土地分と都市計画税は適用外)が減額されます。(1戸につき一度限り)

【住宅熱損失防止等(省エネ)改修】
 平成26年4月1日以前から所在する床面積50㎡超の住宅(賃貸住宅を除く)、**内**①窓の断熱改修(必須)、②床、天井、壁等の断熱改修、③太陽光発電装置、高効率空調機・給湯器等の設置を施し、現行の省エネ基準に適合する自己負担額60万円超(③を含む場合は①②合計50万円超)の改修工事、**円**120㎡相当部分までの3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額、**高年齢者等居住改修(バリアフリー改修)**
対新築後10年以上経過し、65歳以上または、要介護・要支援認定、障害者認定のいずれかに該当する人が居住する床面積50㎡超の住宅(賃貸住宅を除く)、**内**廊下の拡張、階段の勾配緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引戸への取り替え、床表面の滑り止め化等を施した自己負担額50万円超の改修工事、**円**100㎡相当部分までの3分の1を減額、**住宅耐震改修**
対昭和57年1月1日以前から所在する住宅(店舗・事務所・倉庫・工場を除く)、**内**費用50万円超の現行耐震基準に適合する耐震改修工事、**円**120㎡相当部分までの2分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額、**円**資産税課 **☎**620・1615

国税相談専用ダイヤルが利用開始

国税に関する質問や相談は、国税庁HPチャットボットやタックスアンサーをご利用ください。国税庁HPで解決しない場合には、国税相談専用ダイヤルでの電話相談をご利用ください。**円**同ダイヤル **☎**0570・005901(平日、午前8時30分～午後5時、12月29日～来年1月3日を除く)

税込確保重点月間

府では、12月を税込確保重点月間と定め、府内市町村と連携し、滞納者に徹底した催告や財産の差押え等を行います。**円**三島府税事務所 **☎**627・1121

教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時12月15日(金)、午後3時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**一部非公開の場合あり、**円**教育政策課 **☎**620・1680

こども食堂の運営にご支援を

現在、こども食堂は市内に17か所あり、ボランティアの皆さんや食材の寄附等をもって運営されています。こども食堂を通して茨木のこどもたちを応援していただけるよう、寄附サイトを開設しました。市HPでは、こども食堂

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお早めに

対次のいずれかに該当する人、①今年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人、②公的年金等を受けていることにより今年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る)、③今年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、今年1月以降の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった人、④昨年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者、⑤④のほか、今年3/31時点で、18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等であり、今年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人、**円**児童1人当たり一律5万円、**備**振込予定日は申請書提出日から約1か月後、申込方法等詳細は下図読み取り参照、**申**①④申請不要、②③⑤申請書等(こども政策課・市役所南館8階交流コーナーで配付、市HPからダウンロード可)、申請者・請求者の本人確認書類(写)、受取口座を確認できる書類(写)等を、12/22、17:00までに、原則直接、市役所南館8階交流コーナー(12/25以降は、来年2/29まで、こども政策課で受付)、**円**同給付金コールセンター **☎**655・0160(12/22まで、平日、9:00～17:00、12/25以降、こども政策課 **☎**620・1625)



の活動状況をわかりやすく公開していますので、応援よろしくお願ひします。なお、寄附金の税額控除は受けられません。詳細は右図読み取りからご覧ください。**円**こども政策課 **☎**620・1625

人間関係や家庭環境等の相談はユースプラザで

時午前9時～午後9時、**所**①こども(総持)のち・愛・ゆめセンター別館

内、②いばらきLOBBY(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内)、③ペンポスタ・ぱーちスペース(沢良宜のち・愛・ゆめセンター分館内)、④プラザ・あい(府営茨木安威住宅B15棟103・B122棟集会所)、⑤エント(ローズWAM:上中条青少年センター内)、**対**おおむね中学生から39歳までのひきこもりやニート、不登校等の生きづらさを抱えるこども・若者または保護者、**内**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**円**① **☎**628・6993

こども・子育て支援施策の利用状況等に関するアンケート調査にご協力を

本調査は、無作為抽出した調査対象者にアンケート調査票を郵送します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。

時 12/6(水)～25(月)、**対** 未就学児がいる2,500世帯、小学生がいる2,500世帯、**内** 郵送による調査とWeb調査、**問** こども政策課 ☎ 620・1625



放課後子ども教室の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で安全・安心な居場所の提供と、体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体でこどもの豊かな成長を育むコミュニケーションをつくるため、同教室を運営しています。対象は校区在住の小学生で、安全の見守りや、茶道、将棋や囲碁、工作等の室内遊び・ドッジボールやサッカー等の外遊びの指導・支援を行っています。ボランティアスタッフを募集していますので、保護者を含む地域の皆様や、市内在住・在学の大学生のご協力をお願いいたします。**問** 社会教育振興課 ☎ 622・5180

(月・日曜日、祝日休み)、② ☎ 080・9607・5051 (月・日曜日、祝日休み)、③ ☎ 655・3761 (木・日曜日、祝日休み)、④ ☎ 655・1821 (水・日曜日、祝日休み)、⑤ ☎ 080・1521・4624 (火・土曜日休み)

心な居場所の提供と、体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体でこどもの豊かな成長を育むコミュニケーションをつくるため、同教室を運営しています。対象は校区在住の小学生で、安全の見守りや、茶道、将棋や囲碁、工作等の室内遊び・ドッジボールやサッカー等の外遊びの指導・支援を行っています。ボランティアスタッフを募集していますので、保護者を含む地域の皆様や、市内在住・在学の大学生のご協力をお願いいたします。**問** 社会教育振興課 ☎ 622・5180

まちづくり

都市計画変更案の説明会と公聴会を開催

府による都市計画道路茨木寝屋川線・市による用途地域等の都市計画変更案の説明会、府による公聴会を開催します。**【説明会】時** ①12月16日(土)、午前10時から、②18日(月)、午後7時から、③21日(木)、午後7時から、④23日(土)、午前10時から、**所** ①②中津小学校、③④上中条青少年センター、**持** 上履き、**備** 駐車場なし、**問** 市都市計画の内容Ⅱ都市政策課 ☎ 620・1660、府都市計画の内容Ⅱ府計画調整課 ☎ 06・6210・9079、府道路事業の内容Ⅱ府茨木土木事務所 ☎ 627・1121、**【府公聴会】時** 来年2月20

日(火)、午後2時から、**所** 府庁別館8階(大阪市中央区大手前三丁目2-12)、**持** 上履き、**備** 公述は申込定員なし、傍聴は申込順10人、都市計画道路の変更に対する意見のみ、公述希望者がいない場合は開催なし、**申** 来年1月16日(30日(必着)に、公述申出書(都市政策課・府計画調整課で配付、府HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒559-8555 府計画調整課 ☎ 06・6210・9079

都市計画案の縦覧

時 12月11日(月)～25日(月)、**所** 都市政策課、**内** 春日丘高校地下駐車場の都市計画廃止、**備** 市民と利害関係者は12月25日までに、同課へ意見書を提出可、詳細はお問い合わせください。**問** 同課 ☎ 620・1660

悪質業者にご注意ください

チラシ・広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称して家庭を訪問して検査や修繕を行い、高額な代金を請求される被害が多発しています。検査や修繕の例としては、宅内の下水道・下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等があります。市では訪問販売・修繕等は行っていません。不審に思った場合は、指定工事店を紹介しますので、ご相談ください。**問** 下水道施設課 ☎ 620・1667、水道部総務課 ☎ 620・1690

みんなで良好な生活環境を守りましょう

良好な生活環境を守るため、次のことに注意しましょう。①路上喫煙をしない、②ポイ捨てをしない、③犬のふんを放置しない、④飼い主のわからない動物にエサをあたえない、**問** ①③④ 市民生活相談課 ☎ 620・1603、② 資源循環課 ☎ 620・1814

ブロック塀等の撤去費用の補助申請を受け

時 来年1月31日(水)まで、**所** 建設管理課、**対** 道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、市の点検表により厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの、**要** 通学路Ⅱ上限30万円、その他Ⅱ20万円、**備** その他要件・手続きに必要な書類等の詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**問** 同課 ☎ 620・1650

災害見舞金を支給

対 災害(交通事故を含む)発生時に、本市に住民登録があり、災害により死亡または傷害を受けた人、災害により現に居住している家屋が、全半壊(焼)した世帯または床上浸水した世帯、**要** 死亡Ⅱ10万円、全壊(焼)Ⅱ5万円、半壊(焼)Ⅱ3万円、床上浸水Ⅱ2万円、治療3月以上(入院・通院の合計実日数が90日以上)の傷害Ⅱ3万円、**申** 事

暮らしのガイド

故発生またはり災した日から1年以内(死亡の場合は、死亡した日から1年以内)に、住民票(写)、り災証明書、交通事故証明書、医師の診断書、その他必要と認められるものを、直接、危機管理課 ☎620・1617

茨木警察署による歳末警戒の実施

12月中、特殊詐欺や性犯罪、自動車関連犯罪、金融機関強盗、交通事故防止の対策として歳末警戒を実施します。金融機関、コンビニエンスストア、ATMの設置場所のほか、通学路、駐車場等犯罪が発生する可能性が高い場所のパトロールを行います。また、交通違反の取り締まりも強化します。☎茨木警察署 ☎622・1234

歳末消防特別警戒を実施

12月15日〜31日に、消防本部(署)と消防団が消防車両による巡回等を行う、歳末消防特別警戒を実施します。年の瀬を迎え、火を使う機会が多くなりますが、「火の用心」を心がけ、防火対策にご協力をお願いします。☎警備課 ☎622・6957

ストーブの取り扱いにご注意を

ストーブによる火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。▼近くに紙や衣類等燃えやすいものを置かない、▼近くでスプレー缶・アルコール消毒液等引火の危険性があるものを使用し



ない、▼カーテン等から離す、▼近くに洗濯物等を干さない、▼給油は火を消してから行う、▼カートリッジタンクのふたは確実に閉める、▼火をつけたまま移動させない。☎予防課 ☎622・6950

環境

冬も地球温暖化対策に取り組みましょう

市では地球温暖化のため、冬季では暖房中の室温を20℃を目安に調整することを推奨しています。皆さんも、重ね着等で暖房を必要最小限にしたり、鍋等の体を温める食べ物を食べたりするなど、冬にできる地球温暖化対策に取り組みましょう。地球温暖化対策が家計節約にも繋がります。環境への意識を心がけから行動へ移し、よりよい

環境を守る一歩を進めましょう。☎環境政策課 ☎620・1644

会食・宴会の際は3010運動を心がけましょう

年末年始は、普段より人が集まり、会食や宴会も増えるシーズンです。一人ひとりが次のことを心がけ、食べ残しがないように工夫をして、食品ロスを減らしましょう。▼乾杯後の30分間は席を立たずに料理を楽しむ、▼会食・宴会終了前の10分間は席に戻り、再度料理を楽しむ。また、市では、食品ロスに関するリーフレットを作成していますので、ぜひ、ご活用ください。詳細は市HPをご覧ください。☎資源循環課 ☎620・1814

今年度の生ごみ処理容器等設置補助金は終了しました

予算の上限に達したため、今年度の同補助金の申請受付は終了しました。来年度の申請は、来年4月以降に広報いばらきや市HPをご確認ください。☎資源循環課 ☎620・1814

不要品のリユースにご協力を

家の掃除等で出た不要品は、ごみとして捨てる前に、譲ったり、買取を依頼したりするなどのリユースにご協力ください。また、リユースをする際には、「地域情報サイト」「地元の掲示板」「モニター」や不要品買取の一括査定サ

イト「おいくら」をご利用ください。手間や費用をかけずに不要品の処分が可能です。詳細は右図読み取りからご覧ください。☎資源循環課 ☎620・1814



小型家電のリサイクルにご協力を

小型家電は次の方法で廃棄してください。「リネットジャパンリサイクル(株)の宅配回収」400品目以上が対象(パソコン本体を含む場合は無料)、詳細はリネットジャパンリサイクル(株)HPをご覧ください。「拠点回収」生涯学習センター、合同庁舎、庄栄・水尾図書館、福井市民体育館、市役所本館地下1階に設置の専用回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る家電品全般が対象、(以下共通) 個人情報情報が含まれる製品は事前に削除、家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)と事業所から排出されるものは不可、前記の回収の利用が難しい場合は、従来どおり市の普通ごみまたは粗大ごみの収集を利用(パソコン不可)、☎資源循環課 ☎620・1814

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の廃棄にはフロン類の回収が必要

業務用エアコン等を捨てる際には、フロン排出抑制法に基づき、フロン類

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。未回収の場合は、50万円以下の罰金が科せられます。詳細は環境省HPをご覧ください。問府産業廃棄物指導課 ☎06・6210・9570

商工・消費生活

産業振興アクションプラン推進委員会の市民委員を募集

時来年4月1日から2年間(平日、年間3〜5回程度開催)、**対18歳以上**の市内在住・在勤・在学者(国または地方公共団体の議員・職員を除く)、**定**2人、**内**同プランの推進や産業振興の審議、**日**月額9千円、**備**選考あり、**申**12月1日〜22日に、左下図読み取りから申込みまたは、申込書(商工労政課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文(800字程度)、本人確認書類を郵送または、直接、〒567-18505 商工労政課 ☎620・1620



事業承継マッチングサービスのご利用を

同サービスは、後継者の不在等が理由で事業を譲渡したい事業者と、創業や新分野進出を目的に事業を譲受したい事業者をつなぎます。

【日本政策金融公庫事業承継マッチング支援】 対後継者が不在の中小企

業・小規模事業者等、創業希望者、事業を拡大したい中小企業・小規模事業者等、**内**全国152支店のネットワーク等を活用した後継者探し、専門担当者によるサポート、**問**日本政策金融公庫吹田支店 ☎0570・068846 (ナビダイヤル)、「茨木モールM&Aマッチングサイト」**対**今の事業を譲りたい事業者、新事業を始めたい事業者、創業者、**内**相談無料、補助金や各種施策、専門家の紹介、**問**茨木商工会議所 ☎6631、(以下共通) **申**右図読み取りから申込



市内で創業する人を支援

市では、市内で創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部(上限50万円)・テナント賃借料の一部(上限月5万円)を6か月間(商店街や中心市街地で小売業・飲食店を創業する場合は12か月)補助する制度を設けています。希望者は、必ず事前にご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合には、利子または信用保証料の補助制度を利用することができます。

対営利を目的に、①初めての事業を市内で立ち上げる人、②事業を始めて5

年未満の個人・法人・法人化する個人事業主(事業用に初めて取得・賃貸する物件)、**備**工事着工前(事業着手前)に手続き要、**問**商工労政課 ☎620・1620

産業情報サイト「あい・きゃっち」のご利用を

同サイトでは、市内の登録事業所(企業やお店)を紹介しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。**問**商工労政課 ☎620・1620

茨木市商業団体連合会によるおにフル応援グルメの販売

同連合会では、おにフル開館を記念して、加盟協力店でおにフルにちなんだメニューを販売しています。詳細は同連合会HPをご覧ください。**問**同連合会 ☎623・2161

府労働相談センターのご利用を

時平日、午前9時〜午後0時15分・午後1時〜6時(木曜日は午後8時まで)、**所**エル・おおさか南館(大阪市中央区石町二丁目5-3)、**備**出張相談は豊能・泉北・南河内府民センターで実施(前日までに要予約)、**問**府労働相談センター ☎06・6946・2600

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。

問消費生活センター ☎624・1999

〇〇ペイで返金します！に注意！

【事例】 ネット通販で約7千円のアクセサリーを購入した。支払方法は銀行振込みのみで、振込完了メールを送ったら、「欠品のため、注文をキャンセルする」というメールが届いた。「返金は決済アプリの〇〇ペイで行う」との内容で、「LINEの友達登録をさせられた後に」デオ通話で指示されて〇〇ペイに数字を入力した。何度か「失敗している」と言われ複数回操作したら、約10万円の送金をしていった。返金してほしい。



【回答】 代金を返金するふりをして、事業者に送金させる手口が増えています。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマホ等を操作せず、消費生活センターに相談してください。

暮らしのガイド

①企業からの業務委託の募集、 ②ワーカーの募集

対①企業、②対面で働きたい人、**内**
 ①バックオフィス業務（一般事務）総務・経理業務等・コールセンター業務・WEBサイト運営業務等の一括委託、文字起こし、会議録作成、写真撮影等、
 ②在宅ワークの提供（サポートあり）、
申（株）みらいきってHPから申込みまたは、電話、メールで、（株）みらいきって ☎665・6557、✉info@mirai-kite.co.jp

大阪労働局総合労働相談 コーナーのご利用を

時平日、午前9時～午後5時（火曜日は午後6時まで）、**内**解雇、労働条件、ハラスメント等の相談、**問**同コーナー ☎0120・939・009（携帯電話等不可）または ☎06・7660・0072

求人

学校調理員（会計年度任用職員）

時午前8時30分～午後4時30分、教育政策課が指示する日（不定期勤務）、**所**市立小学校、**時**時給1117円、**申**履歴書を直接、同課 ☎620・1680

学童保育指導員

（正規職員・任期付短時間勤務職員）

時【試験日】12月17日（日）、**対**市HP参照、

備採用時期は来年4月以降予定、募集要項は人事課で配付（市HPからダウンロード可）、**申**12月12日までに、右下図読み取りから申込み、**問**同課 ☎620・1601



市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許取得者（取得見込み可）、**内**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**時**（例）常勤講師大卒月給24万円（経歴等加算あり）、**申**下図読み取りから申込みまたは、履歴書を直接、教職員課 ☎620・1823



市立小・中学校の介助員・医療介助員

時月～金曜日、①午前8時15分～午後4時15分、②午前8時30分～午後1時30分（小学校介助員のみ）、**内**障害のある児童・生徒の介助、**時**月額①15万5589円、②10万7303円、医療介助員（看護師免許保有者）24万3777円、期末手当（年2回各1.2月分変動の可能性あり）、通勤費、各種保険制度あり、**備**手話のできる介助員も募集、**申**電話連絡後、履歴書を直接、学校教育推進課 ☎620・1683

その他

6日から市議会定例会

12月定例会を、12月6日、午前10時から開会します。住所、氏名を記入して傍聴してください。なお、ごも連れでも安心して本会議を傍聴できるように特別傍聴室を設置していますので、ご利用ください。また、本会議のインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は市議会HPをご覧ください。**問**議事課 ☎620・1671

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの来年1月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年7月抽選分の申込み受付は12月20日～31日に行います。最新情報は市予約システムで抽選申込時にご確認ください。福祉文化会館は来年5月をもって貸館を終了します。**ク**リエイトセンター」センターホール

再来年1月1日～3日・17日～19日・24日～26日終日、**多**目的ホール 来年7月6日・7日・27日・28日終日、7月10日・24日午前9時～午後5時、**生**涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール 来年7月4日・11日・18日・25日午後0時30分～3時、午後6時30分～9時30分、7月7日・14

日終日、**ロ**ーズWAM（火曜日休み）**ワ**ムホール 来年7月14日～午後0時30分～6時、7月15日～午前9時～午後3時、7月26日～29日終日

生涯学習情報誌を発行

市の事業だけでなく、国・府の機関や市内大学・病院が実施する歴史・文化、子育て・教育、スポーツ・レクリエーション等の生涯学習の事業を紹介する、生涯学習情報誌「Next Stage」を発行します。12月～来年3月に募集や開催される事業を、各分野に分けて、日程順に掲載しています。生涯学習センター、市役所、図書館等に設置していますので、どうぞご覧ください。また、市同センターHPからも閲覧できます。**問**同センター ☎624・8182



令和6年度市・市水道部への 入札参加資格手続を

市と市水道部が発注する建設工事関

係（測量・建設コンサルタント等を含む）、物品関係（建設工事を除く委託業務を含む）の取引を希望する人は、入札参加資格審査申請書を提出してください。また、すでに登録している市内業者も、更新手続が必要です。**問** 契約検査課 ☎ 620・1613、水道部総務課 ☎ 620・1690

【入札参加資格申請手続】 申請書受付 12月15日までに、市HPからダウンロード可、受付期間 12月1日～15日（消印有効）、登録有効期間 11月1日～令和7年3月31日、提出方法 1 電子申請後、書留等配送状況が確認できる方法で、〒567-8505 契約検査課（持参による受付は不可）、**【更新手続】** すでに登録している市内に本店を有する建設工事登録業者、測量・建設コンサルタント等登録業者と物品等登録業者、**備** 申請書配付、受付期間と提出方法は入札参加資格申請手続と同様、ただし、物品等登録業者は申請書類のみ

安いで低価格な市営葬儀のご利用を

【死亡者または喪主が本市に住民登録をしている人、**▼**右下表のとおり（死亡者が本市に住民登録をしていなかった場合、使用料は2倍）、**備** 別途宗教者へのお礼、供花、会葬者へのお礼の品、食事等の料金が必要、**問** 市民課 ☎ 620・1645

項目	金額(円)	内訳(円)		
		会場 使用料	納棺・ 葬祭用品	祭壇飾り 葬儀進行 その他
第1 告別式場 (席数 45) 控室 1 室 (約 20 人程度)	119,880	38,000	27,500	23,500
第2 告別式場 (席数 120) 控室 4 室 (約 48 人程度)	200,280	102,400		39,500
第3 告別式場 (席数 50) 控室 3 室 (約 40 人程度)	134,680	52,800		23,500
第3 告別式場 (席数 80) 控室 3 室 (約 40 人程度)	150,480	68,600		23,500
第5 告別式場 (席数 18) 控室 1 室 (約 12 人程度)	104,380	22,500		23,500

火葬代 19,000 円
霊柩車 11,880 円

※希望者には、霊安室（1室）あり（1日あたり3,000円）

みしま司法書士土曜無料法律相談

時 ①12月9日(土)、②来年1月13日(土)、③2月10日(土)、午後2時～4時、3時30分まで受付、**所** フリーエイトセンター①204・②③203、**定** 各当日先着12人、**内** 借金問題（債務整理、破産、個人再生）、消費税問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**問** 大阪司法書士会北摂支部 ☎ 647・3305

— 新型コロナワクチン接種 —

武田社ワクチン（ノバボックス）は12/25で接種が終了

武田社ワクチン（ノバボックス）は、12/25をもって接種が終了となります。接種を希望する人はご留意ください。

新型コロナワクチン接種に関するその他のお知らせ

初回接種を終了した生後6か月以上の人を対象に「令和5年秋開始接種」を実施しています。64歳以下の人や転入してきた人で接種を希望する場合は、接種券の発行申請が必要です。申請方法や接種医療機関等の詳細は右下図読み取りから確認または市コールセンターにお問い合わせください。

なお、接種は強制ではありません。予防接種法における努力義務の規定も65歳以上の人と基礎疾患を有する人にも適用されています。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。

また、年末年始にかけて感染者数が増加する傾向にありますので、ワクチン接種を希望する人は12月中の接種をご検討ください。

問 市コールセンター（接種券等に関すること※予約は受け付けていません） ☎ 0120・695・890（9:00～17:00、12/29～来年1/3を除く）、**問** 625・1650、府コールセンター（副反応等に関すること） ☎ 050・3613・9605（7:00～22:00）、**問** 06・4400・9419



政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に、おみや物等を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めるとも禁止されています。寄附行為には次のようなものが該当します。**▼**お歳暮・お年賀、**▼**秘書等が代

理で出席する場合の結婚祝・葬儀の香典、**▼**葬儀の花輪・供花、**▼**病氣見舞、**▼**落成式・開店祝等の花輪、**▼**入学祝・卒業祝、**▼**町内会の集會・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入れ、**▼**地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入れ、**▼**祭りへの寄附・差入れ、**備** 詳細は総務省HP参照、**問** 選挙管理委員会事務局 ☎ 620・1675

12月の無料相談

年末年始・祝日は実施しません(7ページ参照)。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、36ページ参照。

相談内容	とき	ところ
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603 (※1)1週間前、 8:45から電話または いばライフで予約(1週間前が 閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前の 開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照 
日曜法律相談 (先着7人)	24日(日)、9:00~12:30 (18日、8:45から電話または いばライフで予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※1)	
国の仕事に関する 行政相談	7日(木)・21日(木)、 13:00~15:00	
司法書士相談 (各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水)・ 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30~12:00 (※1)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	20日(水)、9:30~12:00(※1) 土地の境界等	
行政書士相談 (先着5人)	6日(水)、9:30~12:00(※1) 相続・遺言・離婚協議書・許 可申請等各種書類の書き方	
税務相談 (先着6人)	14日(木)、 13:00~16:00(※1・2)	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・ 8600、全日本不動産協会☎ 06・6155・1717にお問い合わせ ください。	
公証人相談 (先着5人)	7日(木)、 9:30~12:00(※1)	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、9日(土)・23日(土)、9:00 ~12:00	消費生活センター ☎624・1999
戸籍相談 (先着4人)	21日(木)、14:00~16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	市民生活相談課 ※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照 
人権擁護委員 による人権相談	14日(木)・28日(木)、 13:00~15:00	
ひとり親のため の法律相談	26日(火)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※下図読み取りか ら申込可 
電話教育相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	教育センター ☎626・4400

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、10:00~16:00	
男性のための 電話相談 ☎620・9929	20日(水)・27日(水)、 18:30~21:30	
女性のはたらき方 相談	1日(金)、9:30~12:30 (要予約)	
女性法律相談	16日(土)・21日(木)、 9:30~12:30(要予約)	
仕事なんでも相談	21日(木)、13:00~16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00	
お仕事じっくり 相談 (要予約)	①1日(金)・②21日(木)・ ③25日(月)、13:30~15:30	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
くらし設計相談 (要予約)	①15日(金)・②8日(金)・ ③16日(土)、 13:00~17:00	
いばらきにじいろ 電話相談	23日(土)、15:00~19:45 性的マイノリティ等	☎080・4668・ 9510
生活困窮に関する 相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	くらしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752
経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	
創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、21日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00~17:00	消防本部 ☎622・6955
緑の相談	1日(金)、10:00~12:00・ 13:00~16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館 1階ロビー 園芸緑地課 ☎620・1654
分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	12日(火)、9:00~12:00 (5日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考考、申申込、

人事行政の運営等の状況

令和4年度決算の内容等をもとに、市職員の給与・定員管理の状況等人事行政の運営状況の概要をお知らせします。なお、詳細は市HPをご覧ください。問合先 人事課 ☎ 620・1601

職員の任免と職員数に関する状況

◆職員の採用、退職の状況（令和4年度）

採用 65人、退職 67人

◆職員数の推移（各年度4/1現在）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
正規職員（人）	1,602	1,622	1,676	1,715	1,743	1,753	1,765	1,780	1,791
フルタイム会計年度任用職員（人）	-	-	-	-	-	88	92	92	99

◆一般行政職の級別職員数等の状況（令和5年4/1現在）（注1）

区分（級）	8	7	6	5	4	3	2	1	合計
標準的な職階（注2）	部長	次長	課長	課長代理	係長	主査	一般職員		
職員数（人）	15	32	69	97	99	218	338	62	930
構成比（%）	1.6	3.4	7.4	10.4	10.6	23.5	36.4	6.7	100

（注1）市の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数

（注2）各級に該当する代表的な職階

職員の給与の状況

◆人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
28万4,921人	1,126億 6,886万円	9億 8,376万円	175億 3,552万円	15.6%

◆職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数（A） （注1）	給与費				1人当たり 給与費 （B/A）
	給料	職員手当 （注2）	期末・ 勤勉手当	合計（B）	
正規職員 1,645人	61億 66万円	19億 9,518万円	25億 1,200万円	106億 784万円	645万円
フルタイム会計 年度任用職員 92人	2億 1,968万円	2,981万円	4,731万円 （期末のみ）	2億 9,680万円	323万円

（注1）部門別職員数の普通会計の人数（注2）退職手当は含まない

◆職員の初任給の状況（令和5年4/1現在）

区分		茨木市	国	
一般行政職	大学卒	19万8,500円	総合職	19万8,500円
			一般職	18万5,200円
	高校卒	16万7,100円		15万4,600円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（令和5年4/1現在）

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	25万9,400円	30万7,400円	35万2,600円
	高校卒	該当なし	該当なし	33万4,700円

◆部門別職員数の状況（各年度4/1現在）

正規職員		職員数		対前年度増減
		R4年度	R5年度	
一般行政部門	議会	10	10	0
	総務・企画	248	248	0
	税務	58	59	1
	民生	385	390	5
	衛生	164	166	2
	労働	4	4	0
	農林水産	18	18	0
	商工	13	14	1
	土木	200	205	5
	小計	1,100	1,114	14
特別行政部門	教育	274	277	3
	消防	271	266	-5
	小計	545	543	-2
普通会計計		1,645	1,657	12
公営企業等会計部門	水道	59	58	-1
	下水道	25	25	0
	その他	51	51	0
	小計	135	134	-1
合計		1,780	1,791	11

（注）職員数は一般職に属する職員

フルタイム 会計年度任用職員		職員数（年度）		対前年度増減
		R4	R5	
一般行政部門	民生	91	99	8
特別行政部門	教育	1	0	-1
合計		92	99	7

◆職員の平均年齢、平均給料月額の状況（令和5年4/1現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	茨木市 40.6歳	31万1,000円
	国 42.4歳	32万2,487円

◆特別職等の報酬等の状況

（令和5年4/1現在）

役職	給料月額等	期末手当（令和4年度支給割合）
市長	98万3,000円	4.35月分
副市長	85万8,000円	
議長	75万8,000円	4.35月分
副議長	70万8,000円	
議員	66万4,000円	

職員の給与の状況

◆職員の手当の状況

手当の名称	区分	茨木市				国			
		令和4年度支給割合 (再任用職員にかかる支給割合)	期末 (1.35月分)	2.4月分 (1.35月分)	勤勉 (0.95月分)	2月分 (0.95月分)	期末 (1.35月分)	2.4月分 (1.35月分)	勤勉 (0.95月分)
期末・ 勤勉手当	加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%			
退職手当	区分	自己都合	勤奨・定年		自己都合	応募認定・定年			
	支給率	勤続 20 年	19.6695 月	24.586875 月		19.6695 月	24.586875 月		
		勤続 25 年	28.0395 月	33.27075 月		28.0395 月	33.27075 月		
		勤続 35 年	39.7575 月	47.709 月		39.7575 月	47.709 月		
		最高限度額	47.709 月	47.709 月		47.709 月	47.709 月		
	1人当たり平均支給額	220 万円	1,995 万円		—	—			
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)				定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)				
地域手当	支給率	10%							
	支給対象者	全職員							
	1人当たり平均支給月額 (令和4年度)	29,540 円							

◆その他の手当 (令和5年4/1現在)

特殊勤務手当 (手当数5)	職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度) 14.8%		
	支給職員1人当たり平均支給月額 (令和4年度) 11,479 円		
	主な 手当	手当の名称	支給対象
	衛生・廃棄物作業等従事手当	犬猫等の死体収集作業、市営葬儀等に従事したとき	
	消防・救急救命業務従事手当	消防、救急と救助業務または災害の警戒業務に従事したとき	
時間外勤務手当	1人当たり平均支給月額 (令和3年度) 39,428 円、(令和4年度) 40,053 円		
扶養手当	子 10,000 円等、子以外の扶養親族 6,500 円 (部長級 0 円、次長級 3,500 円)		
住居手当	借家居住者限度額 28,000 円		
通勤手当	6か月定期代を年2回支給 55,000 円以内、自転車・自動車等利用 31,600 円以内 (いずれも1か月当たり)		

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間

基本型 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)、8:45～17:15 (休憩 45 分)、その他施設等によって変則勤務があります。

◆年次有給休暇

1 年度につき 20 日付与。現年度付与分に限り翌年度に繰越可。平均取得日数 (令和4年度) 12.7 日

◆特別休暇 (日数)

ドナー休暇 (必要な期間)、ボランティア休暇 (年 5 日以内)、結婚休暇 (連続 9 日間)、リフレッシュ休暇 (2・3・5 日)、産前・産後休暇 (7・8 週間)、育児休暇 (1 日 2 回各 30 分)、出産補助休暇 (2 日)、育児参加休暇 (産前産後期間内に 5 日)、短期介護休暇 (年 5 日以内)、生理休暇 (1 回につき 2 日以内)、忌引休暇 (続柄により 1～10 日)、夏期休暇 (5 日)、子の看護休暇 (子 1 人につき年 5 日以内)

職員の福祉と利益の保護の状況

市職員厚生会において福利厚生事業を実施

公平委員会の業務の状況

(令和4年度) ◆勤務条件に関する措置の要求 0 件

◆不利益処分に関する審査請求 0 件

職員の分限と懲戒処分の状況

(令和4年度)

◆分限処分 休職 51 人

◆懲戒処分 減給 1 人

職員の研修と勤務成績の評定の状況

◆職員の研修の実施状況 (令和4年度)
法律、人権問題、環境等の研修を実施

◆勤務成績の評定の状況 (令和4年度)
・人事評価制度 (能力評価・業績評価) の実施
令和4年4月～令和5年3月
・特別評定
令和4年4月～9月 (新規採用職員対象)

職員のサービスの状況

◆兼業許可 (令和4年度) 18 件

職員の退職管理の状況

◆在職時に課長級以上であった職員の再就職
(令和4年度退職者) 1 件